



SHIGA 130th Anniversary



130年の歩みは、人を大切にする思い。

時代を越えて続いてきたその思いを未来へつなぎ、
これからもいのちを守り続けます。



滋賀県支部 130年のあゆみ

明治、大正、昭和、平成、そして令和…「人のいのちと健康・尊厳を守る」赤十字の活動はいつの時代も変わりません。昨年、日本赤十字社滋賀県支部は創立130周年を迎えました。

当支部の活動を支えてくださった多くの県民の皆さまに、心からお礼申し上げます。

戦時救護から始まった活動は、災害救護、そして健康や安全のための活動へと広がっていきました。「苦しんでいる人を救いたい」という思いで、それぞれの時代の要請に応え、活動を続けてきた当支部の歴史を振り返ります。

1859年(安政6年)6月

アンリー・デュナンが戦場で傷病兵を敵味方の区別なく救護する(赤十字の原点)



アンリー・デュナン

1877年(明治10年)

西南戦争で負傷者を救護
佐野常民、大給恒が博愛社を設立



佐野常民

1887年(明治20年)5月

日本政府のジュネーブ条約加盟に伴い博愛社を日本赤十字社と改称

1895年(明治28年)4月

日本赤十字社滋賀支部設立

※昭和28年日本赤十字社滋賀県支部と改称



初代支部長大越亨

1896年(明治29年)4月

支部が看護婦の養成を開始

1904年(明治37年)4月

日本赤十字社滋賀支部病院(現大津赤十字病院)を設立し、院務を開始

1904年~1906年(明治37年~39年)

日露戦争に支部救護員65人を派遣

1909年(明治42年)8月

姉川地震で救護員34人を派遣
(救護患者4,497人)



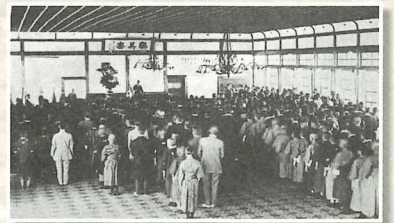
虎姫町五村の臨時救護所

1914年(大正3年)11月

第一次世界大戦に支部が医師1人、看護婦1人をパリへ派遣

1922年(大正11年)5月

日本最初の少年赤十字の取り組みが守山市内の小学校で始まる。



少年赤十字団の結成式(守山尋常高等小学校)

1923年(大正12年)9月

関東大震災で救護員32人を派遣(救護患者9,389人)

1923年(大正12年)

野洲郡連合少年赤十字団がイギリス・フランス・スイス・アメリカの少年赤十字団と信書や手工品の交換開始

1926年(大正15年)10月

支部が養成した救護員の点呼召集



支部事務所前での記念撮影

● 1927年(昭和2年)3月

北丹地震で救護員28人を派遣(救護患者3,681人)

● 1928年(昭和3年)5月

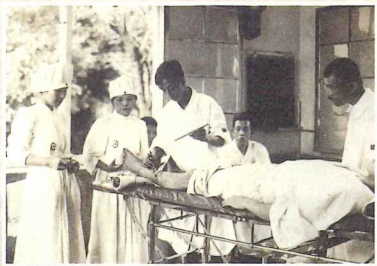
百瀬村(現高島市マキノ)火災で救護員4人を派遣
(救護患者17人)

● 1930年(昭和5年)4月

石山駅列車転覆事故で救護員4人を派遣(救護患者7人)

● 1932年(昭和7年)4月

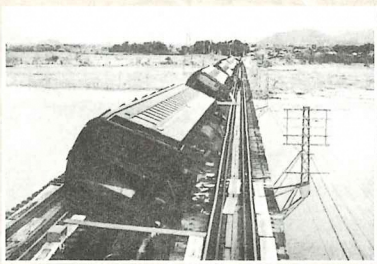
- 長浜に支部常設診療所(現長浜赤十字病院)を設置
- 満州事変、上海事変に救護員21人を派遣(救護患者362人)



敦賀衛成病院での救護活動

● 1934年(昭和9年)9月

室戸台風で救護班10個班を派遣
(瀬田川鉄橋上急行列車転覆、栗太郡山田村小学校倒壊)



● 1937年～1945年(昭和12年～20年)

日華事変から太平洋戦争
終結までで救護員854人を派遣



戦地へ派遣された医師と看護婦

● 1946年(昭和21年)7月

東海道線能登川・安土間での列車転覆事故で救護班3個班を派遣

● 1947年(昭和22年)12月

赤十字家庭看護法講習会を開始

● 1948年(昭和23年)3月

赤十字救急法講習会を開始



アメリカ赤十字の指導を受ける
医師、看護婦

● 1950年(昭和25年)8月

支部主催青少年赤十字
第1回トレーニングセンターを大津市雄琴小学校
で開催



プログラム委員会の様子

● 1951年(昭和26年)5月

赤十字奉仕団滋賀県支部を結成

● 1952年(昭和27年)7月

赤十字水上安全法講習会を開始

● 1953年(昭和28年)9月

多羅尾水害で赤十字奉
仕団が被災者支援



守山町赤十字奉仕団による布団縫い

● 1953年(昭和28年)9月

台風13号で救護活動



朽木村針畑方面に向かう巡回診療

● 1956年(昭和31年)

大津市赤十字奉仕団がハンガリー
動乱募金を実施



滋賀会館前での募金活動

● 1959年(昭和34年)9月

伊勢湾台風で救護活動



被災者を手当てる救護員

● 1960年(昭和35年)5月

青年赤十字奉仕団を結成

● 1961年(昭和36年)9月

第2室戸台風で救護活動

● 1962年(昭和37年)5月

滋賀クラブ局(アマチュア無線)赤十字奉仕団を結成

● 1965年(昭和40年)2月

滋賀県赤十字血液センターが発足

● 1973年(昭和48年)10月

日本赤十字社滋賀県支部有功会を結成

● 1980年(昭和55年)5月

滋賀県青少年赤十字賛助会を結成

● 1981年(昭和56年)2月

県内豪雨被害で、赤十字奉仕団が被災者援助金を募集

● 1989年(平成元年)

滋賀県・奈良県・和歌山県の3県でビルマ赤十字社へ救急車1台を援助

● 1991年(平成3年)5月

信楽高原鐵道列車衝突事故で救護員16人を派遣・救援用毛布100枚を急送

● 1995年(平成7年)1月

阪神淡路大震災で救護員331人を派遣(救護患者1,660人)



西宮市高木小学校での巡回診療

● 1998年(平成10年)10月

青少年赤十字発祥75周年・大津赤十字病院増改築工事竣工記念平成10年滋賀県赤十字大会

● 2002年(平成14年)7月

国立療養所比良病院の後医療を受け大津赤十字志賀病院を開設

● 2004年(平成16年)10月

新潟中越地震で救護員24人を派遣(救護患者161人)

● 2009年(平成21年)6月

滋賀県防災支援赤十字奉仕団を結成

● 2009年(平成21年)8月

兵庫県佐用町水害で救護員8人を派遣(救護患者59人)

● 2011年(平成23年)3月

東日本大震災で救護員104人を派遣(救護患者1,206人)



発災直後の避難所につけられた救護班(宮城県多賀城市)

● 2013年

(平成25年)9月

滋賀県台風18号災害で救護員12人を派遣(救護患者6人)



大津市田上地区での巡回診療

● 2016年(平成28年)11月

支部創立120周年記念滋賀県赤十字大会を開催

● 2016年(平成28年)4月

熊本地震災害で救護員等62人を派遣(救護患者144人)

● 2017年(平成29年)4月

赤十字防災セミナーを開始

● 2018年(平成30年)6月

米原市竜巻災害で救護員8人を派遣(救護患者4人)

● 2018年(平成30年)7月

7月豪雨災害で救護員等23人を派遣(救護患者80人)

● 2020年(令和2年)1月

新型コロナウイルス感染症への対応が始まる



新型コロナウイルス感染症への対応を行う看護師



手作りマスクを作製する赤十字奉仕団

● 2022年

(令和4年)7月

青少年赤十字創設100周年記念滋賀県青少年赤十字大会を開催



守山市民ホールで開催された記念大会の様子

● 2024年

(令和6年)1月

能登半島地震災害で救護員等157人を派遣(救護患者182人)

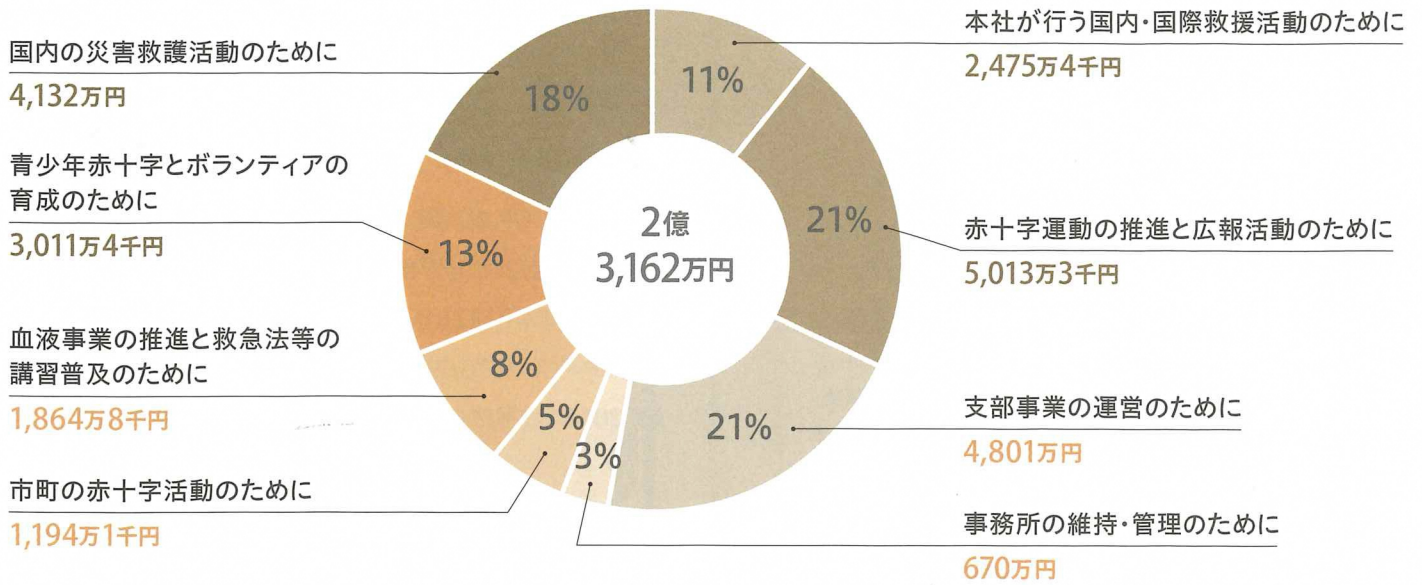


輪島市の避難所で活動する救護班

● 2025年(令和7年)4月

2025年大阪・関西万博に赤十字パビリオンを出展(職員・赤十字ボランティア計86人を派遣)

令和8年度～皆さまからお寄せいただく活動資金の使いみち～



※医療事業・血液事業は、それぞれ診療報酬や血液製剤の供給収益などを主な財源として活動しています。

いのちをつなぐ赤十字活動

国内災害救護



赤十字ボランティア



国際活動



救急法等の講習



青少年赤十字



看護師の養成



医療事業



血液事業



社会福祉



一人でも多くの命を救うため、
赤十字活動資金へのご協力をお願いいたします。

さまざまな方法で赤十字活動資金にご協力いただけます。

日本赤十字社へのご寄付は、税制上の優遇措置を受けることができます。

地域でのご協力

自治会・町内会などを通じてご協力をお願いしているほか、年間を通じて県内各市町の赤十字担当窓口からもご協力いただけます。

口座振替によるご協力

希望月に、ご登録いただいた金融機関の口座から自動引き落としでご協力いただけます。

クレジットカード、キャッシュレス決済によるご協力

お手持ちのクレジットカードやAmazon Pay、PayPayなどでご協力いただけます。

日赤 寄付



金融機関からのご協力

日本赤十字社滋賀県支部まで専用振込用紙(手数料無料)をご請求ください。

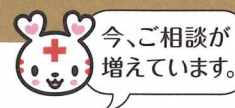
⚠ 郵便局・ゆうちょ銀行では窓口にて備え付けの振込用紙もご利用いただけます。※手数料無料

口座番号: 00940-8-266602

加入者名: 日本赤十字社滋賀県支部

遺産の寄付をお考えの皆さまへ

思いを託す。未来へ繋ぐ。



近年、「自分が築いた財産を社会のために役立てたい」

「故人の遺産を社会に役立ててほしい」といった尊いお申し出が増えています。

日本赤十字社では、その尊い思いに応えるため、遺贈(遺言による寄付)や相続財産寄付を承っております。

日本赤十字社への遺贈・相続財産寄付に関する資料請求、お問い合わせは、日本赤十字社滋賀県支部にご連絡ください。

遺産の寄付に相続税はかかりません

日本赤十字社滋賀県支部へ遺贈された財産および相続人が寄付した財産は、全額非課税となる税制上の優遇措置が適用されます。

遺贈について

遺言により、財産の受取人を日本赤十字社とし、その用途を日本赤十字社滋賀県支部の事業と指定することで、滋賀県における赤十字活動に役立てることができます。

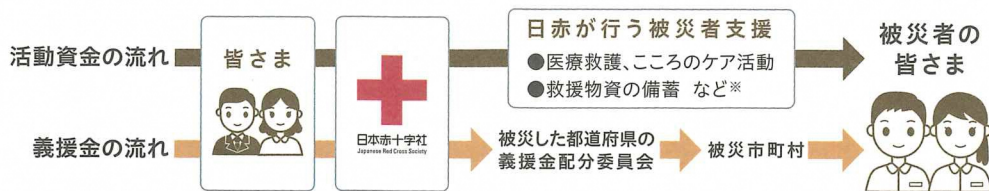
詳細を記したパンフレットをご用意しております。



被災者に届ける2つの支援 ~赤十字活動資金と義援金の違い~

活動資金...日本赤十字社の活動を通じて被災者を支えます。

義援金...全額が被災された皆さまに届けられます。



※その他、救急法等の講習普及、ボランティアや青少年の育成などに役立てられます。

表彰制度の概要

特別社員

毎年(2,000円以上)
または一時・数次で20,000円以上

支部長表彰状

一時または累計で100,000円以上

銀色有功章

一時または累計で200,000円以上

金色有功章

一時または累計で500,000円以上

お問い合わせ先

